

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月28日
【会社名】	日本高周波鋼業株式会社
【英訳名】	Nippon Koshuha Steel Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河瀬 昌博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	東京(5687) 6023 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 小林 和昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	東京(5687) 6023 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 小林 和昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第92回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金1円50銭。

第2号議案 株式併合の件

第3号議案において単元株式数の100株への減少をお願いすることに伴う対応として、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持すること、また、株主様の議決権個数に変更が生じることのないよう、10株を1株とする「株式併合」を実施すること。
株式の併合の効力発生日を平成29年10月1日（日）とすること。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案に係る株式併合に伴い、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を現在の2億4千万株から2千4百万株に減少させるとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、定款第6条（発行可能株式総数）及び定款第7条（単元株式数）を変更すること。
本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、本附則は当該変更の効力発生をもって削除するものとすること。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、河瀬昌博、久留島靖章、山名壽、湖東彰弘、堂野和洋、中尾大輔、堀川健一、定村剛、山地敏行、丹羽範光及び宮島哲也を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、高尾和一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	111,308	425	0	(注)1	可決 (98.34%)
第2号議案	111,205	533	0	(注)2	可決 (98.24%)
第3号議案	111,251	482	0	(注)2	可決 (98.29%)
第4号議案					
河瀬昌博	104,824	6,914	0	(注)3	可決 (92.60%)
久留島靖章	110,383	1,355	0		可決 (97.51%)
山名 壽	110,610	1,128	0		可決 (97.71%)
湖東彰弘	110,603	1,135	0		可決 (97.71%)
堂野和洋	110,606	1,132	0		可決 (97.71%)
中尾大輔	110,599	1,139	0		可決 (97.70%)
堀川健一	111,094	644	0		可決 (98.14%)
定村 剛	110,641	1,097	0		可決 (97.74%)
山地敏行	110,647	1,091	0		可決 (97.75%)
丹羽範光	111,162	576	0		可決 (98.20%)
宮島哲也	105,676	6,062	0		可決 (93.36%)
第5号議案					
高尾和一郎	110,344	1,394	0	(注)3	可決 (97.48%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上